

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年4月23日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	太田眞晴
同	吉川知恵子
同	国吉一夫
同	高橋稔

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した出先機関の監査において、継続して状況を確認する必要があると認められた1箇所について、随時監査（臨時財務監査）を実施した結果、不適切事項1件が認められた。

1 監査実施箇所

神奈川県厚木保健福祉事務所

2 監査実施日

平成31年1月24日（平成30年11月6日職員調査）

3 監査の結果

（不適切事項）

予算の執行において、厚木保健福祉事務所が平成25年度から取り組んでいる周産期からの児童虐待予防のための保健医療福祉ネットワーク事業を進める中で判明した課題に対応するために実施した調査研究や市町村職員等を対象とした研修等について、県の事業として実施されたものであると認められるにもかかわらず、県費によらず、神奈川県公衆衛生協会の会員となっている職員5人が共同研究者となって、同協会から個人の資格で交付を受け、同事務所が管理していた調査研究助成金300,000円等を使用して実施していた。